

○東京都市町村職員退職手当組合個人情報保護条例

(平成18年2月24日)
条例第4号

改正 平成27年11月25日 条例第 8号

平成28年 2月25日 条例第 4号

平成29年 3月 1日 条例第 5号

(目的)

第1条 この条例は、東京都市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）における個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の取扱いについて基本的事項を定めるとともに、組合の実施機関が保有する個人情報に対する本人の開示及び訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、東京都市町村公平委員会、監査委員及び組合議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に限る。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情

報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有しているものをいう。ただし、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録に限る。

(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(収集の制限)

第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる又はなり得る事実に関する個人情報については、収集してはならない。ただし、法令等に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことのできない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意を得ているとき。

(2) 本人以外の者からの収集について法令等に定めがあるとき。

(3) 公刊された出版物、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、障害等の事由により、本人から収集することが困難なとき。

(6) 争訟、選考、相談等の事務を行う場合で、本人から収集したのではその事務の目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上その適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めたとき。

(適正な管理)

第5条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、保有個人情報

を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した文書等を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第7条 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託した者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を当該保有個人情報取扱事務の目的以外に利用（以下「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外の者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。
 - (1) 本人の同意を得ているとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 公刊された出版物、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 実施機関内で利用することが当該実施機関の所掌事務に必要な不可欠なものであり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項の規定に基づき、保有個人情報を外部提供する場合において、必要

があると認めるときは、当該提供を受ける者に対し、外部提供に係る個人情報について、その使用目的及び使用方法の制限その他必要な制限を付し、並びにその漏えいの防止その他の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条 実施機関は、保有特定個人情報を目的外利用してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を目的外利用することができる。ただし、保有特定個人情報を目的外利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(自己情報の開示を請求できる者)

第10条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己の保有個人情報（個人情報に属しない特定の個人情報を含む。以下「自己情報」という。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 次の各号に掲げる者（第2号を除き、以下「代理人」という。）は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

(開示請求の方法)

第11条 前条の規定により自己情報の開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする自己情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求者は、実施機関が定めるところにより、自己が当該開示請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、当該開示請求に係る自己情報の本人の代理人であること）を明らかにするために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求に対する決定等）

第12条 実施機関は、前条に規定する開示請求書を受理したときは、受理した日から起算して14日以内に、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する決定をしたときは、速やかにその旨を書面により開示請求者に通知しなければならない。この場合において、自己情報を開示しない旨の決定（第15条の規定による自己情報の一部を開示しない場合を含む。）をしたときは、その理由を付記しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する開示請求書を受理した日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由及び期日を書面により開示請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、開示しない旨の決定した自己情報が、期間の経過によりその全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、その期日を第2項の規定による書面に記載しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る自己情報に開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

（自己情報の開示の方法）

第13条 自己情報の開示は、実施機関が前条第2項に規定する書面により指定する日時及び場所において、次の各号に掲げる方法により行う。

（1） 文書、図画又は写真にあっては、当該自己情報に係る部分の閲覧又は写しの交

付

(2) 電磁的記録にあっては、当該自己情報に係る部分の視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報が記録されているものを直接開示することにより、当該自己情報の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき又はその他相当の理由があるときは、当該自己情報が記録されているものの写しにより開示することができる。

(開示しないことができる自己情報)

第14条 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の規定により、開示することができないとされているもの。

(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する自己情報であつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの。

(3) 当該自己情報を開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの。

(4) 未成年者の法定代理人により開示請求が行われた場合であつて、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの。

(5) 当該自己情報を開示することにより、実施機関の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるもの。

2 実施機関は、前項に規定する自己情報であっても、期間の経過により同項各号のいずれにも該当しなくなったものは、これを開示しなければならない。

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に、前条第1項各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる情報とそれ以外の情報とがある場合において、その自己情報を容易に分離することができ、かつ、分離することにより開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、開示しないことができる部分を除いて、自己情報を開示するものとする。

(自己情報の存否に関する情報)

第16条 実施機関は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、第14条第1項各号のいずれかの事由に該当する自己情報を開

示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(自己情報の訂正を請求できる者)

第17条 何人も、第13条又は第15条の規定により開示を受けた自己情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対して、当該誤りの訂正を請求することができる。

2 第10条第2項の規定は、自己情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(訂正請求の方法)

第18条 前条の規定により訂正請求をしようとする者は、当該自己情報の訂正に関し法令等の規定により特別の手續が定められている場合を除き、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る自己情報の開示を受けた日その他当該自己情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正を求める箇所及びその内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前条第1項の規定による訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証する書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第11条第2項又は第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、前条第1項に規定する訂正請求書を受理したときは、必要な調査を行い、当該訂正請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該請求に係る自己情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第11条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報を訂正する旨の決定をしたときは、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をしたうえ、当該訂正請求をした者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により自己情報を訂正しない旨の決定をしたときは、当該訂正請求をした者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。この

場合において、当該書面にその理由を付記しなければならない。

4 第12条第3項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

(自己情報の削除を請求できる者)

第20条 何人も、第13条又は第15条の規定により開示を受けた自己情報を実施機関により第4条の規定に反し収集されたものであると認めるときは、当該実施機関に対し、その削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。この場合、第17条から前条までの規定を準用して行い、この場合、「訂正」とあるのは「削除」と読み替えるものとする。

(自己情報の利用等の中止を請求できる者)

第21条 何人も、自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用中止請求」という。）をすることができる。この場合、第17条から第19条までの規定を準用して行い、当該規定中「訂正」とあるのは「中止」と読み替えるものとする。

(1) 第4条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項若しくは第9条第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該自己情報の利用の中止

(2) 第8条第1項又は第9条の2の規定に違反して提供されているとき 当該自己情報の提供の中止

2 実施機関は、前項の規定により中止の請求があつた場合は、前項において準用する第19条第1項の規定による決定をするまでの間に、当該自己情報の目的外利用等を一時停止しなければならない。ただし、一時停止することにより実施機関の事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合は、この限りでない。

(苦情の処理)

第22条 何人も、実施機関に対し自己情報の取扱いについて、苦情を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の規定による苦情の申し出を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(審査請求)

第23条 開示請求、訂正請求、削除請求又は利用中止請求に対する決定について不服がある者は、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により審査請求があった場合は、当該裁決を取り消すとき、又は当該審査請求が明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、東京都市町村職員退職手当組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（審理員による審査手続に関する規定の適用除外）

第24条 開示請求、訂正請求、削除請求若しくは利用中止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは利用中止請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

（個人情報保護審査会）

第25条 前条に規定する諮問に応じて審査請求についての審査を行うため、組合に審査会を置く。

2 審査会は、管理者が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（手数料等）

第26条 自己情報の開示請求、訂正請求、削除請求及び中止請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により自己情報の写しの交付及び送付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 電磁的記録の開示を受けるものは、実施機関が別に定めるところにより、当該開示の実施に伴う費用を負担しなければならない。

（他の制度との調整）

第27条 この条例は、他の法令等の規定により保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第29条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第6条に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その事務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 偽りその他不正の手段により、個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、管理及び利用(目的外利用及び外部提供を含む。)については、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の規定は、行政不服審査法(平

成 2 6 年法律第 6 8 号) の施行の日から施行する。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 5 月 3 0 日から施行する。